

災害時要援護者避難支援マニュアル

平成 19 年 3 月

岩 国 市

1 災害時要援護者避難支援マニュアルの活用について

- 本マニュアルは、市内に避難勧告・避難指示が出された時、災害時要援護者の避難支援にあたる活動のフローを示したものです。
- 避難支援する災害時要援護者は、つぎの方を対象としています。



- 本マニュアルは、災害時要援護者を自宅から避難場所に安全に避難誘導することを念頭において作成しています。



2 収容先の避難場所について

●地域防災計画に基づいて災害時要援護者向けの避難場所を次のように指定しています。

要援護者向けの避難所

避難所のうち、ベッドがあるなど災害時要援護者に適した設備等を有している又は病院が近くにある避難所については、災害時要援護者向けの避難所として指定

福祉協定避難施設

災害時要援護者のうち、特別なケアが必要となる避難者のため、施設等とあらかじめ応援協定を締結し、福祉協定避難施設として指定

要援護者向けの避難所（平成19年3月31日現在、18ヶ所）

(岩国地域)	⑦ティエラ	(本郷地域)	(錦地域)
①中央公民館	⑧桜の園	⑫本郷保健センター	⑮錦ふるさとセンター
②老人福祉センター	⑨つづの里	(周東地域)	(美川地域)
③医師会病院	(由宇地域)	⑬周東体育センター・周東	⑯美川コミュニティセンター
④保健センター	⑩由宇文化会館	勤労青少年ホーム	(美和地域)
⑤福祉会館	(玖珂地域)	⑭周東南総合センター	⑰ハーモニーみわ
⑥なんわ荘	⑪玖珂総合センター		⑱美和老人福祉センター

福祉協定避難施設（平成19年8月1日現在、32ヶ所）

(ねたきり高齢者・重度障害者対象)	17 特別養護老人ホーム光葉園
1 岩国第一病院	18 介護老人保健施設桜の園
2 障害者サービスセンター	19 特別養護老人ホーム緑風荘
3 岩国デイサービスセンターにしみ苑	20 老人保健施設ケアホーム山口
4 特別養護老人ホームかなえ	21 老人保健施設くが
5 平成デイサービスセンター平田	22 特別養護老人ホーム玖珂苑
6 デイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター	23 玖珂苑デイサービスセンター
7 介護老人保健施設ふれんず	24 特別養護老人ホームヴィラ本郷
8 ウェルネス麻里布	25 特別養護老人ホーム高森苑
9 いいいケア・クリニック デイサービスセンター	26 独立型短期入所施設せんぞく苑
10 渡辺薬局在宅ケアサービス	27 特別養護老人ホーム錦苑
11 デイサービスセンターさくらんぼ麻里布	28 特別養護老人ホーム美川苑
12 デイサービスセンターさくらんぼ川下ケアセンター	29 特別養護老人ホーム美和苑
13 老人保健施設なんわ荘	30 特別養護老人ホームわきあいあい苑
14 特別養護老人ホーム灘海園	(知的等障害者対象)
15 平成デイサービスセンター黒磯	31 岩国養護学校(就学・卒業生)
16 いいい記念病院	32 ひかりの里(未就学)

3 避難準備情報が広報された場合について

- 災害の発生する可能性があるとして判断した場合、避難に時間のかかる災害時要援護者等に向けて避難準備の呼びかけ（避難準備情報の伝達）を行い、180箇所の避難所の中から早期に開設する避難所を指定しています。

早期開設する避難所（平成19年3月31日現在、34ヶ所）

（岩国地域）	11 小瀬供用会館	（本郷地域）	（錦地域）
1 中央公民館	12 藤河小学校	20 本郷公民館	27 錦ふるさとセンター
2 平田供用会館	13 御庄公民館	21 本郷保健センター	28 広東小学校（休校）
3 科学センター	14 北河内公民館	（周東地域）	29 深須小体育館（休校）
4 保健センター	15 南河内公民館	22 周東川越公民館	30 高根21世紀センター
5 こども館にっこり	16 師木野公民館	23 周東米川公民館	（美川地域）
6 装港供用会館	17 通津公民館	24 周東体育センター・周東勤労青少年ホーム	31 美川コミュニティセンター
7 川下供用会館	（由宇地域）	25 周東祖生公民館	32 美川基幹集落センター
8 愛宕供用会館	18 由宇文化会館	26 周東中田公民館	33 美川林業センター
9 灘供用会館	（玖珂地域）		（美和地域）
10 柱島供用会館	19 玖珂総合センター		34 ハーニーみわ

- 避難準備情報の伝達は、次の伝達手段で広報します。

①防災行政無線・広報車

②口頭伝達（消防団、自主防災組織など）

③テレビ・ラジオ

④防災メール・ホームページ

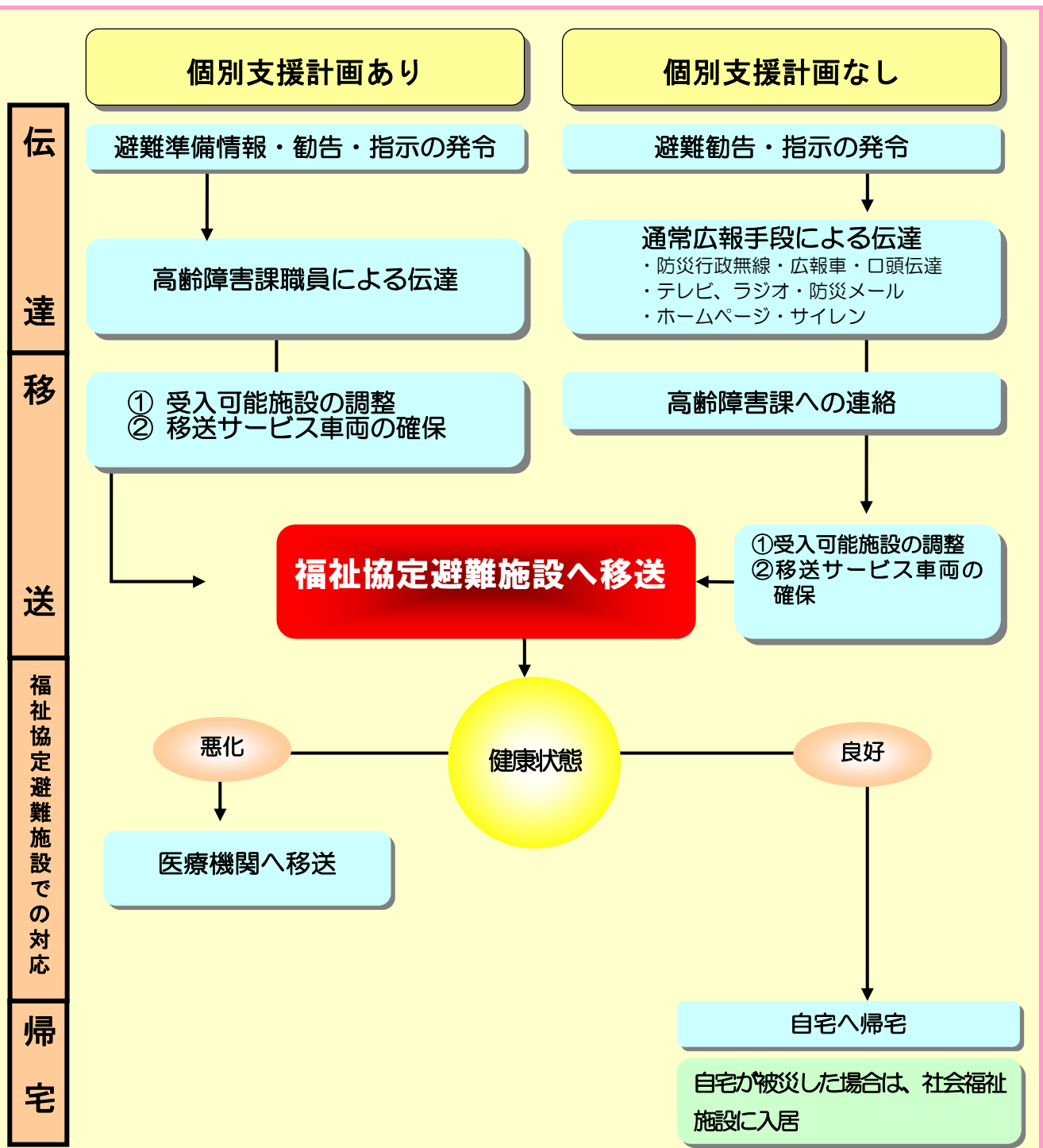
⑤サイレン（避難勧告・指示の場合に追加）

(1) ねたきり高齢者・重度障害者

市の主な担当：高齡障害課

●平時に備えておくこと

- ①災害時要援護者避難支援台帳の作成
- ②個別避難支援計画の作成
- ③防災知識等の普及啓発
- ④福祉協定避難施設の拡充

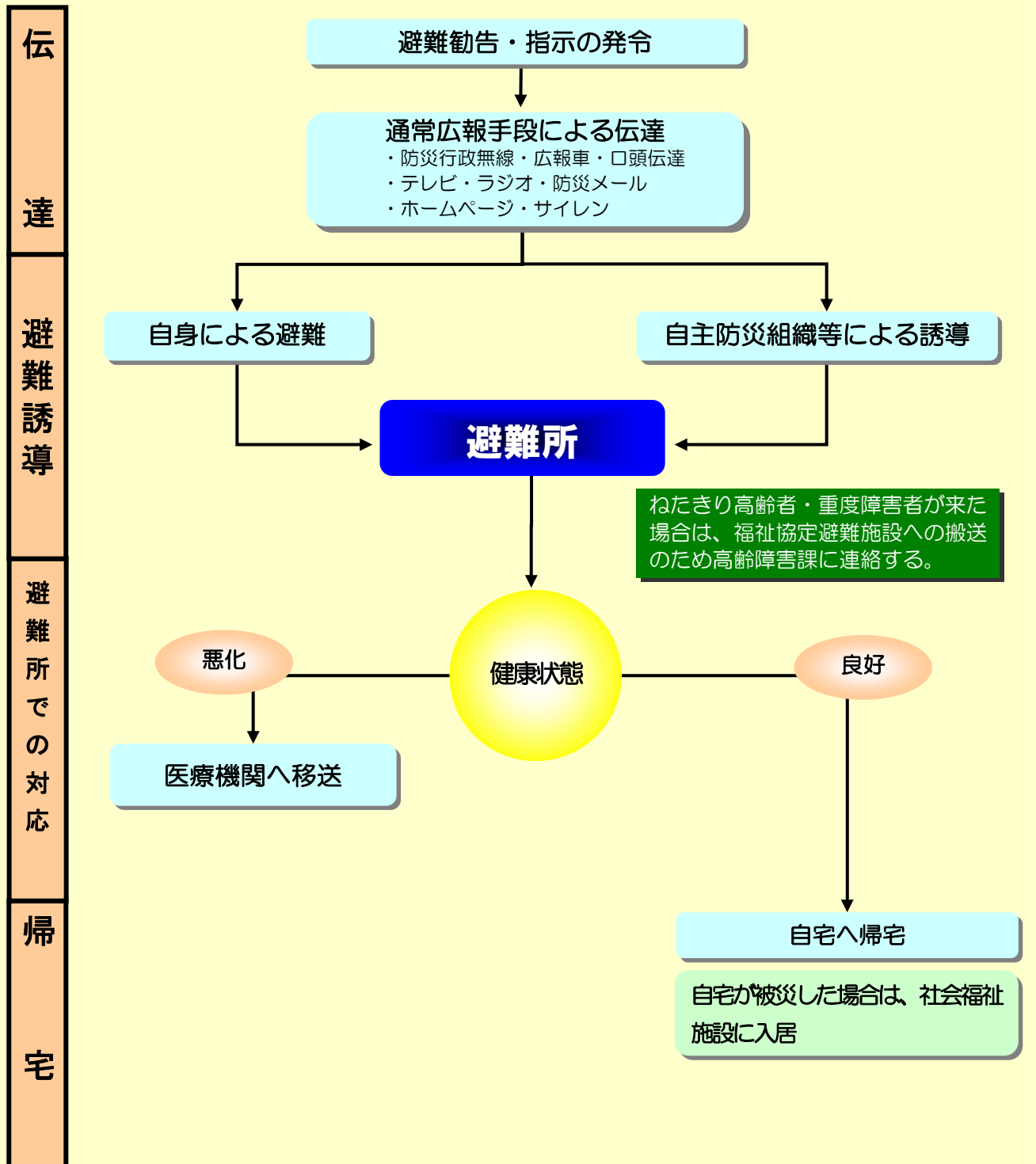


(2) その他高齢者・障害者

市の主な担当：高齢障害課、介護保険課

●平時に備えておくこと

- ①日頃からの防災意識の啓発
- ②要援護者向けの避難所に車イス・毛布の常備

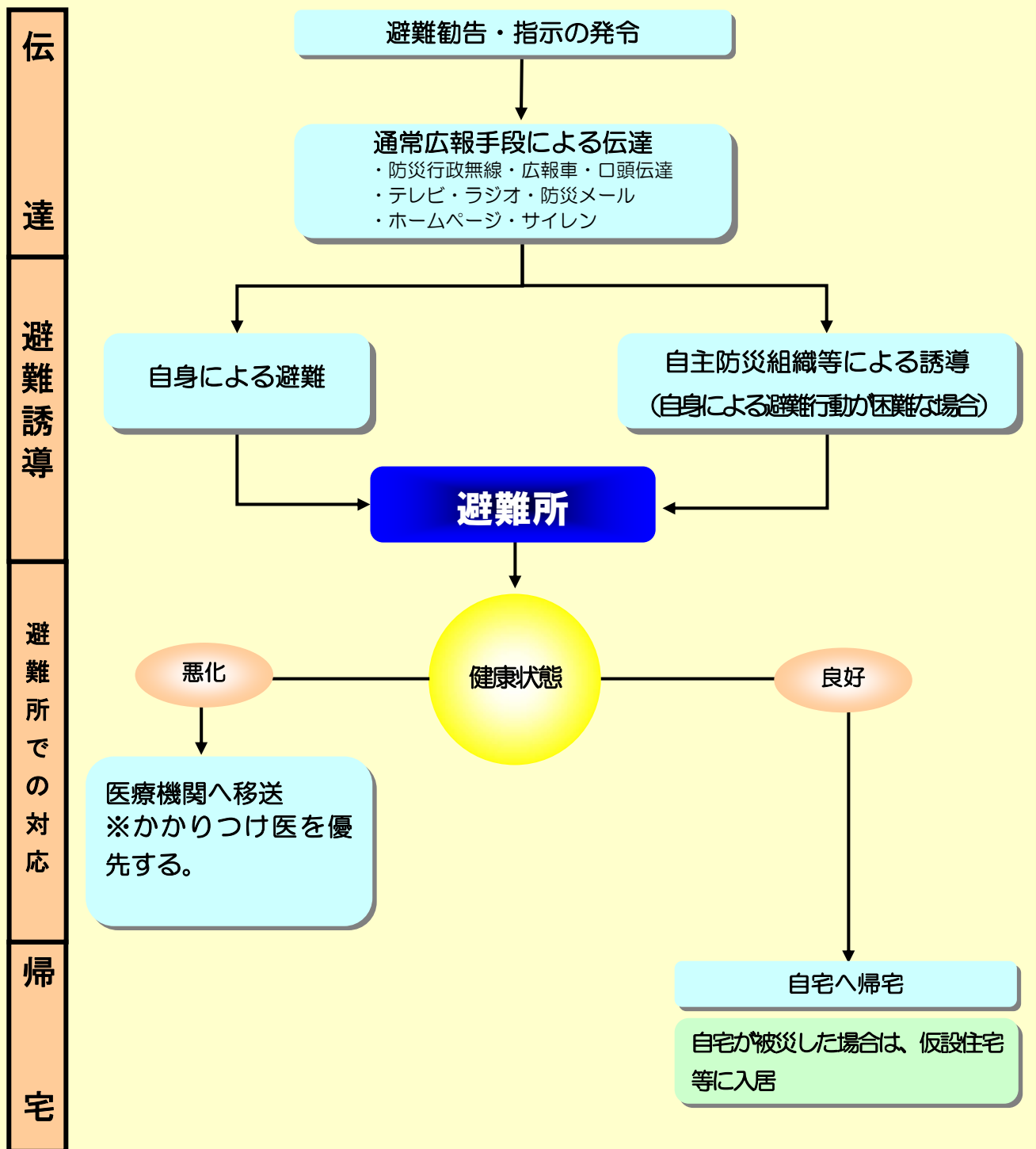


(3) 病弱者・難病患者・傷病者

市の主な担当：健康管理課

●平時に備えておくこと

- ①医薬品の持参啓発
- ②かかりつけ医連絡先の携帯
- ③要援護者向けの避難所に車イス・毛布の常備

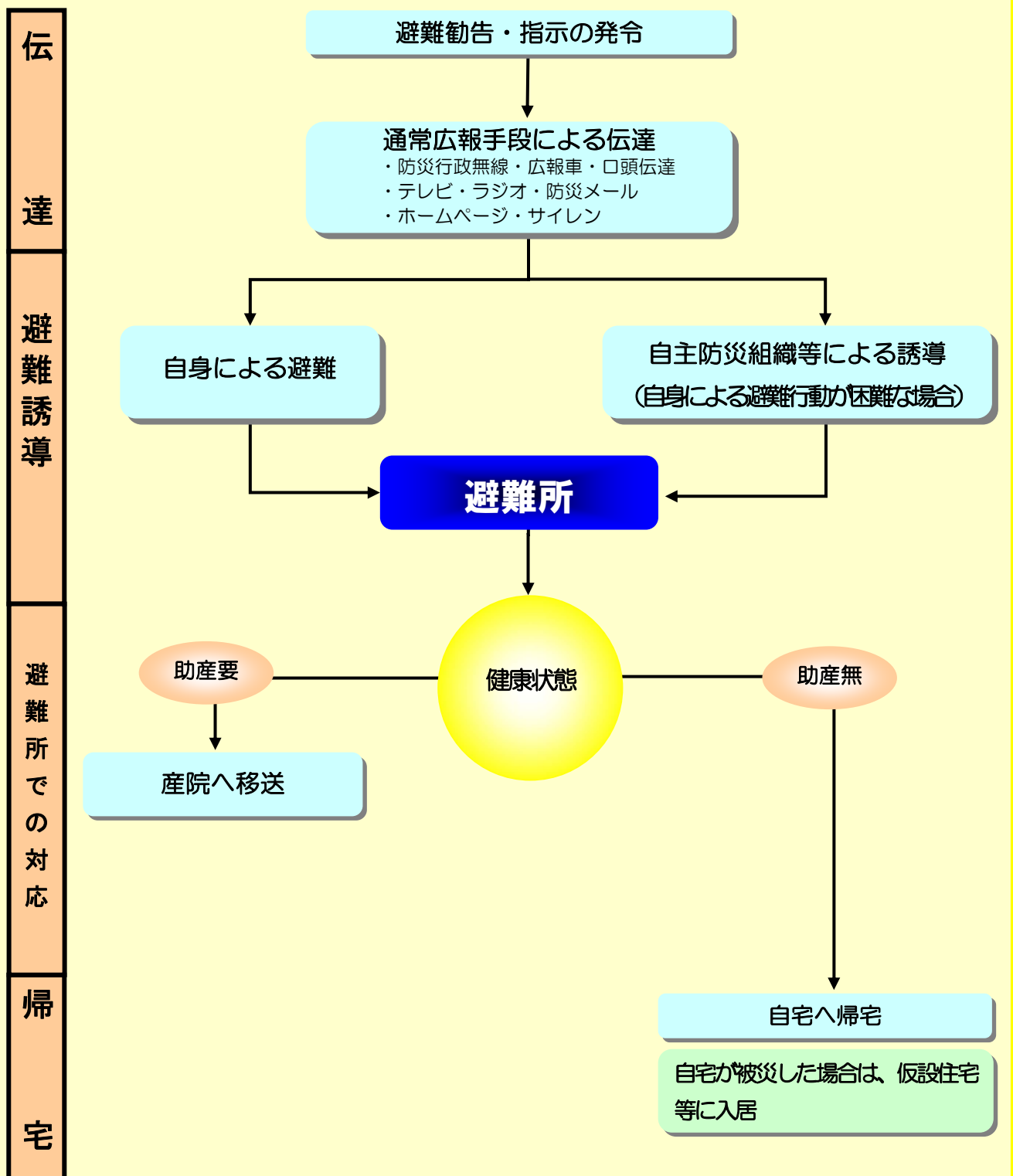


(4) 妊産婦

市の主な担当：健康管理課

● 平時に備えておくこと

① 母子健康手帳の持参啓発

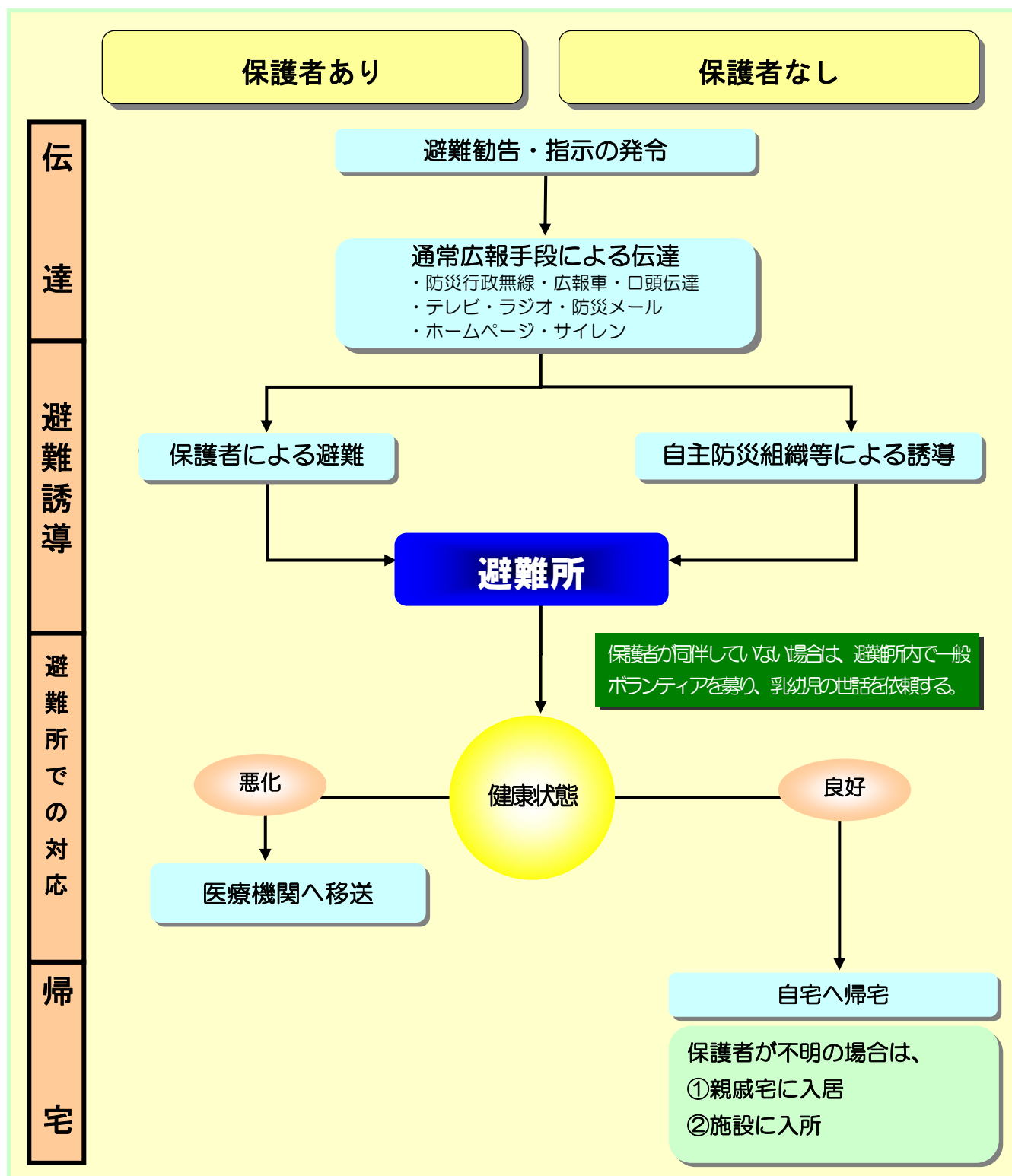


(5) 乳幼児・遺児

市の主な担当：こども支援課

● 平時に備えておくこと

- ① 児童関連施設での防災意識の啓発
- ② 乳幼児用品の持参啓発

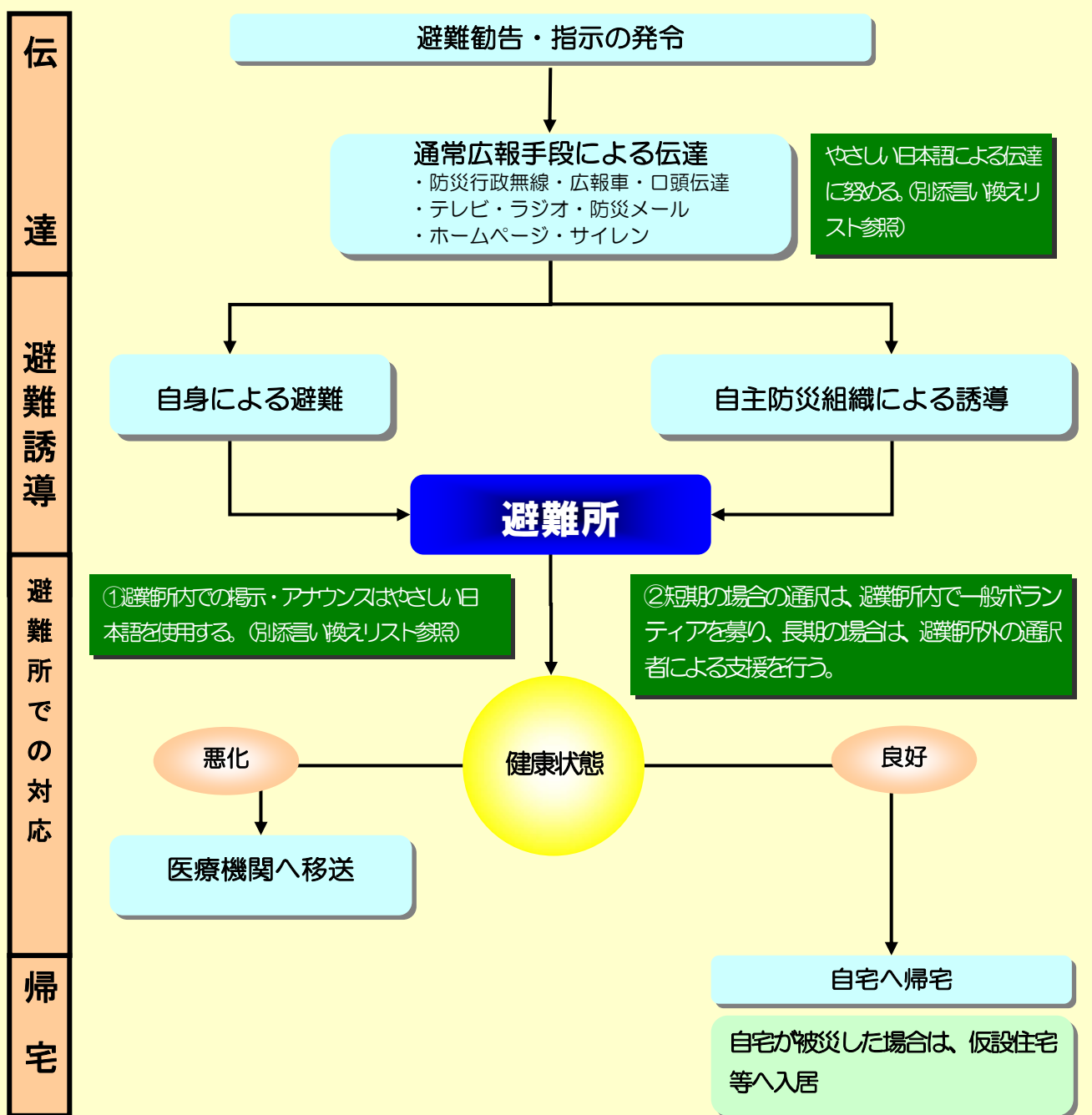


(6) 外国人

市の主な担当：国際交流室

●平時に備えておくこと

- ①多言語による防災パンフレット作成と広報活動
- ②地域活動への参加と交流
- ③外国語ボランティアの拡充
- ④日本語学習支援
- ⑤やさしい日本語の相互理解



(7) 観光旅行者

市の主な担当：観光課

●平時に備えておくこと

- ①観光施設等での避難所位置の掲示
- ②観光施設管理者への防災意識の啓発
- ③観光パンフレットに避難所位置の掲載

